

## 中世における領主階級の女性の地位と役割(一)

——フロイス『日本史』に見る——

西村 汎子

はじめに

筆者はさきに、「中世における高齢女性の地位と役割——フロイス『日本史』に見る」と題する論文を発表した(拙稿『古代中世の家族と女性』吉川弘文館、二〇〇二年二月刊所収)。高齢社会を迎え、高齢者の介護、生活保障ばかりでなく、高齢者の能力の活用、生き甲斐が問題になっている。総合女性史研究会では二〇〇二年三月に「高齢女性の地位と役割」をテーマとする大会を開催して、各時代についてこのテーマでの報告をおこなった。この論文はその時の中世についての筆者の報告を基にしてまとめたものである。分析の結果、領主階級と庶民を問わず、高齢女性たちが家族親族の中で大きな影響力を持ち、家族と地域においてキリスト教の布教活動、布教妨害活動の両面で、また貧者、病人、介護する身寄りのいない老人男女を保護する社会福祉事業において、生き生きと活動している姿を見ることができた。とりわけ、領主階級の女性の場合には家族、家臣、所領内の領民に対してしばしば領主権力を行使して、その意図を実現していた。

中世における領主階級の女性の地位および役割については、北条政子や日野富子など政治上の最上位の女性についての研究はあるものの、全体としてはまだ不明な部分が多い。とくに所領内への領主権の行使について疑問な点が残されている。

先行研究としては、海老沢美基氏が「十五世紀大和の女性たち」において、『大乘院寺社雑事記』に見える女性たちについて各面から分析した。(1)中でも「相続」「政治的経済的動き」「戦乱と女性」が注目される。女性も公的な給分を与えられることもあり、妻、母は経済力を持ち所領の経営にも関与していたこと、戦乱の際には女房たちも城にこもり、ときには兵士、人夫としても動員されたことをあげている。また、藤木久志氏は「日本中世の女性たちの戦場」と題して、「女性にとって戦争とはなんであったか」との立場から多くの史料を紹介し、中世の戦場においても、女性や子どもたちが人さらい、人買い、レイプ、略奪結婚の対象とされたこと、領主の城は民衆の避難所として開放され、

時には女性たちが勇敢に戦った場合もあることを明らかにした。(2)

本稿では前掲の論文と同じ史料を用い、主として宗教活動の側面からであるが、「高齢者」の枠を外して老若を問わず、領主階級の女性たちが、どのような役割を果たしていたか、およびそれを可能にした領主階級内での地位とその歴史的条件について考えたい。また、定められていた法や支配道徳の下で、現実には彼女たちがそれらをうち破つてどのような動きを示したかを見ることとする。

本稿で主として用いる史料の『日本史』は、ポルトガル宣教師のルイス・フロイスが書いた一六世紀後半の日本に関する周知の見聞記である。ルイス・フロイスは一五三二年頃リスボンで生まれ、一五六二(永禄五)年来日し、パードレ司祭として三十年余り日本での布教活動に献身した後、一五七二(慶長二)年に長崎で死亡した。『日本史』には一五四九(天文一八)年から一五九四(文禄三)年までの記録が収められているが、来日以前の分は当時日本に滞在していた宣教師たちの見聞記によるものと思われる。その間布教に役立てるために日本人の主従関係、道徳観、慣習、心理を詳細に観察して、布教活動の報告と共に修道会の上司へ書き送った。彼は好奇心が強くその記録はきわめて詳細だったため、上司から要約を命じられるほどであった。外国人だったため、日本人にとってはあたりまえで気にも留めない、しかし今日では知ることが難しい貴重な事実が書きのこされた。とくに布教の対象がすべての老若男女であり、布教上、後述するように女性の信者を獲得することが重要であったため、女性たちの活動をもらさ

ずに記し、貴重な資料を提供してくれている。

また、本稿では前の論文では用いなかったヴァリアーノの『日本巡察記』も併用した。著者のアレシヤンドロ・ヴァリアーノは、一五七九年から一五八二年、一五九〇年から一五九二年、一五九七年から一六〇三年の三回にわたって、「巡察使」の職名を帯びて来日したイエズス会の司祭であった。巡察使は修道会の総長から、布教先の会員を指導し、現地の布教事情を調査し報告するために派遣される者の職名である。ヴァリアーノの時代にはその権限は現行のイエズス会の会則に見られるよりもはるかに大きかったという。(3)

ヴァリアーノはフロイスとはまた違った責任ある立場から日本の社会状況と布教上の問題点を報告している。とりわけ婚姻に関するキリスト教の一夫一婦のきびしい戒律と日本の慣習との違いに苦慮したようである。この点は本稿のテーマとも深い関係がある。史料としては、松田毅一・川崎桃太訳『フロイス日本史』十二卷(中央公論社、一九七七～一九八〇年)と、ヴァリアーノ著松田毅一訳『日本巡察記』(平凡社東洋文庫、一九七三年初版一九七八年)を用いた。

#### 一、領主階級の妻、母の位置づけ

**家長の家成敗権と妻・母の立場** 鎌倉幕府法では、姦通の処罰は男女共に武士では所領の半分没収または流刑(御成敗式目)、名主・百姓では過料(罰金刑)であった(同追加法)が、文明二一(一四七九)

年の姦通の報復をめぐる山名方と赤松方の武士の争い以後、姦夫姦婦は死刑の原則が定まった。この事件の結末は家父長制の確立を示す象徴的な事実であったといつてよい。家長が主君に武力で仕えることによつて家業の継承がおこなわれた十六世紀には、家長の家成員にたいする生殺与奪を含む支配権、「家成敗権」は絶対的なものであつたように思われる。ヴァリアーノも「家成敗権」を思わせる次のような記述をしている。(4)

「彼等の間には、世にも奇妙な支配の方法が見られる。彼等は、その家庭においても、配下の人々に対しても、絶対的な君主である。されば彼等は望みのままに、何びとに気兼ねすることもなく、家族や配下の者を殺すことができる。自分より上に、さらに別の主人がいようと、その問題に関しては主人を顧慮しないから、誰しも自分の子供や家来を殺すことができるのである。単に殺害するのみならず、同様、もし望むならその財産を没収することもできる。」

「だが彼等に見受けられる第一の悪は色欲上の罪に耽ることであり、これは異教徒には常に見出されるものである。結婚している女の不義に対して死罪があり、夫や親族は平然と姦婦を、その相手と共に殺すが、日本人は自分の妻を信頼しているから、妻が不義を犯すというようなことは、ほとんど考えられない。」

しかし、母あるいは妻として子孫および家臣との関係では女性も尊重されていたように思える。母の場合、『日本史』では子女は祖父と父

母の信仰を受けつぐべきものとされた、と父母が一对で子女の信仰を左右するものとして示される。現実にも母の意向が子孫の信仰を拘束ないし奨励して影響を及ぼした例は多い。(5)

妻の場合も、家長が主君の妻をどのように見ていたかを示す例として次のような例がある。天文二(一五三二)年、初代江戸城代遠山直景の後室で二代目綱景の母は、釈迦像の台座の銘に子孫繁栄のために、「弓矢の冥加」のほかに「主君の北条氏泰、その夫人、およびその叔父北条幻庵の覚えがよいように」と願っている。夫人の覚えを重視していたのである。(6)

**日本人の婚姻慣習** ヴァリアーノは当時の日本人の婚姻にたいする意識および離婚の状況について興味深い記述をしている。(7)

「日本人の生活は、総てある点において、土地も定まった住居も持たないジプシーと同様である、という問題がある。その理由は、彼等の間では、常に国替が行なわれるからであり、この国替の為に異教徒の間では無数の婚姻が解消される。なぜならば、領地から追放された夫は苦勞して妻を連れて行くことを希望せず、女達も夫と共に他国へ行くことを望まないからである。武士はその負うている義務の為に、妻なしには絶対には生活できないので、赴いた先の土地で直ちに再婚し、その為にはなほ複雑な事情になっている者が無数にいる。現在日本においては(キリストの)この教義をいかなる方法で弘めるべきか私には解らない。(中略)

なぜならば他の女と結婚する為にその妻を棄てることは、キリ

スト教徒には絶対に許されない、と言うのみでも、それは疑いもなく我等の信仰を受け容れることに対する日本における最大の障害となるからである。不義を犯した妻、悪妻、平和には絶対に暮らしてゆけないような条件の妻であつても決して離婚できないで、その悪妻を持ち続けなければならず、他の女とは結婚できないということは、彼らにはまったく道理に反していると思われるのである。さらに彼等にとつていつそう不当と考えられ理解できないことは、キリスト教徒である夫に何の罪もないのに女がこれを棄てて異教徒である男と結婚することがたびたびあるが、夫の方は結婚できずに妻の罪の償いをしなければならないことである。特に日本人は領主に対して義務を負うていて、これは妻が家を修め食事を作ってくれなければ、絶対に果たすことができない。(中略)

すなわち、日本人異教徒の間の婚姻はいずれも、妻と永久に生活するという義務を負うことを喜ばず、自分を満足させてくれる間のみ婚姻関係を続ける、という暗黙の条件付きで行なわれる。この問題が話題になる時には常に彼等はこれを公然と口にしていく。結婚する時にこの条件を表明しないのは、それを特に必要がないと考えているからである。実際に、男は希望する時には容易に妻を棄てることができるのであつて、なんら明白、且つ決定的な理由を必要としない。」

武士は「その負うている義務のために、妻なしには絶対に生活できない」にもかかわらず、国替えのために領地から追放されたときに、

苦勞して妻を連れて行こうとせず、女たちも共に他国へ行くことを望まない、というのはどういう理由であろうか。混乱の中を同行した際の女性の身の危険も考えられるし、妻にとつては実家の近くで暮らす方が生活の手だてがまだある、ということかも知れない。それにしても、容易に解消されやすい婚姻関係である。注目されることは「不義を犯した妻、悪妻、平和には絶対暮らしてゆけないような」気の合わない妻を離婚するのは当然と考えている夫の対極に、妻の方でも「キリスト教徒である夫に何の罪もないのに女がこれを棄てて異教徒である男と結婚することがたびたびある」事実が述べられていることである。妻からの離婚はフロイスの『日欧文化比較』の「日本覚え書」にもあつた。

また日本人の間での婚姻は男が永久に妻と生活する前提ではなく、自分を満足させてくれる間のみ婚姻関係を続けるという暗黙の条件でおこなわれるという公認の慣習にも驚かれる。男が容易に妻を棄てることができ、そのさいに何ら明白かつ決定的理由を必要としないというのでは妻は安心して暮せないが、妻もあながち離婚できないわけではなかつた。それにしても男が離婚するのに何の理由も要らないということは、近世の三くだり半の「われら勝手につき離縁いたし候」の文言につながる実状だったということであろう。この文言が妻の側の落ち度によらない離婚の証明ではあつても、(8) 同時に男からの理由のない離婚が横行していたという反面の事実を見逃すわけには行かない。ヴァリアーノの次の記述も婚姻関係における夫の専横ぶりを示している。(9)

「一般に正妻は一人であるが、誰でも望むだけの妾を有し、正妻を棄てたい時には、離婚して他の女と結婚するが、その為に夫妻のいずれにも悪感情は残らない。この離婚をきわめて平静に行なうことは驚くべきことである。親族間にもなんらの(悪)感情は残らず、従前通り相互に訪ね合い交際を続けるのである。」

離婚が平静におこなわれ、親族間に悪感情が残らないのは、このような慣習を女も当然視せざるを得ない状況と同時に、婚姻関係がこのような不安定なものでは再婚、三婚もまた容易であったことが考えられる。ヴァリアーノは武士は主君への奉仕のために片時も妻なしでは暮らせない、とたびたび言及している。夫優位の婚姻関係はゆるぎないが、妻の立場も生涯一夫を守らねばならない立場とは違っており、絶対に夫と平和な関係をつくらうとしない気の強い妻もいれば、中には自分から別れる妻もいる、妻は容易に棄てられるがまた再婚もできる。このようなルーズな婚姻慣習は、妻に時として自分の意志を通す余地を与えていたのではなからうか。

ヴァリアーノはまた、教会に婦人を迎えることを怠ってはならないと言い、「婦人が教会と親しくならなければ、彼女らもその夫も善良なキリスト教徒にはならないからである。」(10)と、女性たちの夫への精神的影響の大きいことをあげている。フロイスも『日本史』の中で、一五八八(天正一三)年に、五島のあるキリストの婦人が、娘の洗礼も許さなかった夫を感化してキリストにしたことを記したあとで、「私はこの婦人およびその他多くの婦人に、使徒パウロの『不信心者の

夫は信者の妻によって浄められるであろう』(コリント前書)との言葉が実現したのをはつきり見た」と述べている。(11)

## 二、結婚と離婚の実際例

**親の定める結婚を拒否** 親とくに父の親権は強かったと思われるが、娘が親の定める結婚を拒否した例がある。『日本史』は、堺の商人である日比屋了珪の十六歳になる娘が、父が定めた「異教徒」との結婚を拒否し、父は相互の家の体面上とても断れないと考えていたが、キリスト教を信じる娘の強い意志によって、けっきょく結婚がとりやめになったことを、伝えている。教名をモニカというこの娘は、司祭のルイス・アルメイダに向かって次のように言ったという。(12)

「私はデウス様の御慈悲によってキリストンとなり、デウス様ならびに栄光の聖母(マリア)様が私にお勧めなさいますように、生涯貞潔に過す決心しております。それゆえに私は髪を断ち切ろうと堅く心に定めています。と申しますのは、女が(そうすると)、日本では、その人は、ヨーロッパ(における)と同様に世を捨てるか、修道院に行く人と見なされる習慣だからでございます。そこで私は父上に、一生涯、私を奴婢ぬひのように(酷)使してもらいたいとお願いしようと思っております。しかるに私は罪(深い者)でありますために、今や、父上は私を、母の弟である叔父と結婚させるつもりで、おられることを承りました。その方は一向宗の

非常に熱心な異教徒で、僧侶のように毎日、釈迦の教本を読んだり、お祈りします。もしその（結婚が）事実となりますと、私が靈魂を失う大きい危険にさらされることは疑いを容れません。ですが私は、いかなることがあっても、父母の決定には同意いたしません。

（以下略）

この婚姻は、娘の依頼を受けたパーデレが、娘の決意が固いことをを父親に話し、父の了瑋がキリシタンであったこともあって、とりやめになったのである。

**夫が正妻を離別した場合** 戦国大名が長年連れ添った妻を離別した例を見よう。一時は豊後、筑後、肥後三国の守護職を兼ねた有力大名であった大友宗麟は、まだ若い頃、最初の正妻を家督相続後すぐに離縁して、豊後国東郡安岐郷、奈多八幡宮の大官司奈多鑑基の女を正妻として三十年近く生活し、多くの子女をもうけたが、信仰をめぐって対立が深まった。彼女の父は豊後で大きな勢力を持っていたが、兄である田原親堅も家老として大友氏の主だった家臣であった。その上、たくさんの男女を産み、しかも強烈な個性の持ち主であった彼女の影響力は大きかったらしい。『日本史』の天正六（一五七八）年の記録は次のように述べている。（13）

「豊後の国主は、親戚にあたる豊後のある自分の高い女性と結婚し、三人の男子と五人の娘をもうけ、すでに三十年間ともに過して来たが、彼女は気性が放埒で、性格の相違からことごとく国主と対立した。そのために国主は嫌悪と不快の思いに苛まれ、苦惱

のあまり病に臥すほどであったが、子供たちや親族への配慮から、多年にわたって彼女に同調するよう努めて来た。彼女は神と仏の供養ならびに信仰に心底から帰依しており、それに特別な信心と愛情を注ぐにつれて、我らの聖なる信仰、ならびにキリシタンたちに対して抱いていた心からの増悪はますます募るばかりであった。彼女は、多少ともキリシタンになりたい気持がある者に対しては断念するように説得し、すでに受洗した者は、元の道に立ち返るように言ってやまず、また誰かキリシタンが、コンタツや聖像や聖人の遺物を頸に掛けて自分の前に現われると、自らの身分も忘れ、坐っている場所から立ち上がり、大いに憤怒してそれらを没収して火中に投ずる始末であった。」

キリシタンたちは彼女を著名なキリスト教布教の妨害者であった「イザベル」の名で呼んだ。彼女はとくに兄の田原親堅の養嗣子で彼女の甥に当たる親虎の入信を翻させようとして熱心に行動した。親堅は息子を一室に閉じこめ外部との関係を絶ち、孤立させて翻意を促そうとしたがそれが駄目だと分かると、イザベルと相談して宣教師たちに対し「伴天連たちが（親虎）を改心に至らしめなければ、自分は早速教会を取り壊し、廢墟となし、そこにいる全員を殺すであろう」と脅迫した。弱いキリシタンたちは教会から離れていった。イザベルは兄に「御身はご自身の名誉ならびに自らの（田原）家に決してこんな汚辱をもたらすべきではなく、全力を尽くして事件を解決すべきです。（中略）伴天連たちに好意を寄せる者としては、国主御自身以外誰もいな

いのですから」としきりに強要したという。親虎は廃嫡された。イザベルはそのほかにも嫡子の義統を説得して神仏への信仰に向かわせたり、義統の奥方の洗礼を奥方の母と一緒に妨害し、洗礼を受けるなら自分が自殺すると脅かして延期させたこともあった。宗麟は親族と家臣の動揺を恐れて長い間、我慢していたようであるが、ついに同年、正妻を離別する挙に出た。(14)

「老いた国主は、もはやこれ以上、苦痛と嫌気に堪えられなくなり、そうした環境を退き、遠くから己れの身の振り方を定めようとして、臼杵城を出で、町の果てにある海辺の五味浦と称する場所に引き籠るために新しい住居を造らせた。彼は領地の支配を息子(義統)に譲った後は隠居——息子への譲渡のこと——となつて、それらの新居に移った。ところで彼は、身分ある両親を有するある高貴な女性と密かに協定していた。彼女は、奥方の館にあつて、いわば我ら(ヨーロッパの宮廷で)の侍女頭のような役を努(勤)の誤り——西村)めていた。国主がこの女性に愛情を寄せたのは、彼女はすでに四十歳を数えていた(から)、その愛らしさによるのではなく、国主の意になつた別の面を有していたからである。(中略)(国主)は五味浦に移った後、ある夜、密かに彼女を館から連れ出して、自分の妻として側に置いた。(中略)

臼杵の地では、人々の間に大いなる動揺と驚愕が見受けられた。国内の各地で結婚していたイザベルの娘たちや、その他大勢の親族が急遽、ただちに臼杵に馳せつけて、国主に対してこの

(たびの)ことから重大な不都合な事態が生じ得ることを説いて翻意を迫った。彼らは、国主が、いかなる事情があろうとも、後継ぎの嫡男や多くの子女の母親(に当る人)を捨てるべきではないと差し迫つた理由を説く(とともに)、彼女については、国主の氣に召さぬ習慣を改めさせる、と約束した。」

大友宗麟が天正一五(一五八七)年に死亡したときが五十七歳であるから、このときの宗麟の年齢は四八歳で、この女性とはそれほど年齢が隔たつていなかったのである。この女性は宗麟の計らいでキリスト教の教義を学び、洗礼を受けて正式に宗麟と結婚した。

注目されることは宗麟が離婚に当たつて妻を城から出すのではなく、自身が城から出て新たな邸を建てていることである。また、「前日までいくつもの国の女主人として君臨し、政庁でいとも尊敬されていた」正妻の瞬時の没落によつて、城のあつた臼杵の地の人々の間に大きな動揺と驚愕が見られたとあり、国内の各地で結婚していた娘たちや、大勢の親族が駆けつけてきて、宗麟に翻意を促していることである。彼らの理由は「いかなる事情があろうとも、後継ぎの嫡男や多くの子女の母親(に当たる人)を捨てるべきではない」という点にあつた。宗麟の決心は変わらなかつたが、イザベルはこののちも城にあつて嫡子の嫁を厳しく監督したという。その後一族が次第に受洗してゆく中で、娘の希望を入れてキリシタンの副管区長の訪問を受け入れた。このときも彼女は威容を保ち、盃をとらせたということであるが、この訪問後は軟化し、家臣の多くがキリシタンになつていった。しかし、

自身は最後まで、自分は八幡社の身内であるから、キリシタンになることはできないと言って改宗せず、天正一五（一五八七）年、「惨めな死」を迎えた、とフロイスは述べている。断固として初志を貫き通したのである。

以上の経過を見ると、強力な戦国大名であっても、正妻が有力な親族と兄弟を持ち、多くの子女を産んで彼らが国内の各地でそれぞれ勢力を得ている場合、しかも強烈な個性で周囲の家臣にも影響力を持っている場合には、容易には離縁できなかったこと、また、夫の方が城を去り、離別された妻がその後も城に残り、相変わらず威容を保って存在する場合もあったことが分かる。領主の妻は夫と子女らを結び、また自己の親族ら有力領主たちと夫との主従関係ないし同盟関係をつなぐ要であって、家族親族、家臣への影響力が大きく、夫の領主は軍事的政治的立場からも、容易には妻を離別できなかったたのであろう。夫の意向を無視して強引な行動をとるイザベルのような妻に対しても、宗麟がとった処置からこれらの事情がうかがえる。

**妻からの離婚** 領主の妻が自分から離婚しようとするのはどんな場合であろう。妻の方から家を出て、夫に条件を示して復縁した例がある。天正一六（一五八八）年、五島の諸島の主君である宇久純玄（純定の孫）は、「一人の側室を溺愛するあまり、正妻を虐待し」たので、正妻は邸を出て、密かに乗船して親族のもとに身を寄せようとした。彼女も身分の高い家の出、すなわち松浦鎮信の養女であったからである。「殿はもし彼女を離縁すれば、悪い結果となり著しい害を被るに至

らうかと恐れをなして彼女と和解する」ことにした。彼女の実家の松浦氏との関係の悪化を恐れたのであろう。この五島では一人のおもだった僧侶がいて、側室の味方をし、殿がその側室を手放さないように働きかけたという。「殿が正妻に帰ってもらいたいと切に願った」ので、彼女は「かの仏僧を殺した上でなければ殿と同居するわけにはいかない」といった。結局、純玄がその地の要人であった僧侶を処刑して事がおさまったという。フロイスは僧への配慮より正妻への愛情の方が勝ったので、と説明しているから、もともと気に入らない妻ではなかったであろうが、正妻の親族の夫への影響力と妻自身の強固な意志で、邪魔者を排し復縁を勝ちとった例である。(15)

夫がキリスト教の信仰に立ち戻らなければ、別れると迫った領主の妻もある。平戸の島々の「獅子の長」で教名をデイオゴというキリシタンが、二十三歳くらいのレアールという名の美しく賢明で熱い信仰を持った女性と結婚していた。彼女は毎日子どもたちや女たちに信仰の道を教え、教理の声明文を読み、病人たちを慰め、争いを調停した。彼女は若かったにもかかわらず、その地全域で慕われていた。永禄六（一五六三）年、夫の信仰が冷めたとき、彼女は「彼に正しい道を教え、厳しく諫めたけれども、彼を奮起させるには至らなかった」。夫が「向上心」をおこさないのを見て、彼女は「彼のもとを去ろうと決心し、侍女たちを連れてかねて用意の船に乗り」、司祭のもとへ行こうと横瀬の浦へ向かった。彼女が司祭に向かい、告白をしたい、司祭が認めるなら領地に戻らないつもりだというと、司祭は彼女が夫を連れてこな

いことを叱責し、それまでは告白を聴かないといった。彼女は夫の所へ戻ると、夫をひどく叱りつけ、彼を完全に圧倒してしまった。そして、「すぐにも伴天連様の足もとに身を伏して、デウス様に御慈悲を求めて、教会につまりきを与えてしまったことについてお赦しを願うのなければ、私はもうけっしてあなたなどとはいっしょに住むものですか」といった。「これらの言葉とそのさいに彼女が示した愛情と涙」は夫に大きな感銘を与えるところとなって、夫は過去のことを後悔し、気を取り直して別人のように変わった。彼女の死後も「善良なキリシタンとして多年生き抜いた」という。(16)

妻が夫に対し、自分が正しいと信じる同じ信仰にたち返らないというだけで離縁しようとし、またその熱意と愛情で夫を感化している。この女性の主体的な行為、夫婦関係の対等性に驚く。また彼女の布教ぶりを見ると、彼女が文章をよく理解でき、紛争を調停できるだけの知的能力と周囲の人への人格的な影響力を持っていたことがわかる。妻は夫に服従すべきものとの道徳は確立しており、一、であげた五島の「あるキリシタン女性」の場合も夫が認めなければ、妻がどんなに望んでも娘の洗礼を受けさせることが出来ない。しかし、レアールのような人間的力量を備え、熱い信仰と夫への愛情を持って語る妻の言葉には夫も心を動かす、そうした夫婦関係、妻の人格が認められる余地が存在していたと考えられる。

### 三、土地所有、家臣・領民への支配権

財産相続において、一般に室町時代から長男子による単独相続が確立し、二、三男ら庶子は長子の扶持を受けるようになり、女子は少分の一期相続分を受けると考えられている。この傾向は戦国期にはいっそう強まったが、武士の妻は結婚する際に嫁入り道具の他に化粧料を持参したといわれる。化粧料の内容はどんなものであったろうか。

**所領の領有と領民の教化** 『日本史』の中でも、領主層の女性で結婚後も、しばしば父から譲られた所領を持ち続けている例がある。また、夫の死後、その所領を受けついで「家を治めて」いる場合がある。また細川忠興夫人は、父明智光秀の遺産として、丹後の国で所領を持っており(天正一五〇一五八七年当時)、(17)大友宗麟の娘、マセンシアは小早川藤四郎秀包(毛利輝元の叔父)に嫁した後も「筑後の国の相当部分を領していた(天正一八〇一五九〇年当時)」。(18)

女性が所領を領有している場合、その権限は経済的な面、すなわち土地からの収取に限られると考えがちである。その点を彼女たちの宗教的行為の中で見てみよう。

前述の小早川秀包の妻マセンシアの場合は、彼女が筑後国の相当部分を父から譲られて領有していたために、司祭たちは迫害を受けて筑後国で布教ができなかったときも、密かにその国に潜入して、小早川の家臣や「家僕」たち、男女あわせて二七〇人に洗礼を受けさせることができたという。マセンシアはその領内で、司祭たちの身の安全と

布教活動を保証し得る支配権（警察権）を持っていたこと、彼女の保証とおそらくは奨励によって、小早川家の大勢の家臣や侍女たちが司祭の説教を聞き受洗するに至ったことが考えられる。

平戸に一部大和守南入道という有力な領主がいて、娘を一部勘解由に嫁がせていた。一部大和守が死んだあと、ほかに相続者がいなかったために、同家の相続権はこの娘のものになった。永祿八（一五六五）年、「この娘の母親はまだ健在で、その家を治めていた」。

異教徒であったこの母は、この娘の病死を機にキリシタンに心を寄せ、孫娘およびすべての家人をキリシタンにしようとした。彼女は司祭に次のように言った、という。（19）

「私はデウス様のことを、もっとゆっくり時間をかけて承り、それをよく理解できましたら、私も洗礼を受けよう存じます。つきましては、私は家臣の何びとも異教徒のままでもらいたくありませんので、彼らをキリシタンにするために伊留満様を一人、私の領地に御差遣下さるようお願い申し上げます。」

その数日後、司祭はこの女性の領地におもむき、二か村の人たちをキリシタンに改宗させ、二人の仏僧をふくむ五百五十人が受洗したという。司祭は仏僧が住んでいた寺院を教会に変え、十字架を建てて墓所をつくった。「少年たちは大歓声をあげて自分たちの祖先の墓所を襲撃し、まるで久しい間、憎悪していたかのようには、（墓石を）一つも残さず破壊してしまった。」かつてその寺院にいた仏僧は、その教会に留まって教会の世話をし、以前と同額の収入を保証されたという。キリ

シタンの男性領主がその領内の領民に布教しようとするときは、やはり同様の方法を用いた。むしろ、この女性領主では即決即行ぶりと墓所破壊をも認めるはげしさが目立っている。ひとたび思い立つと、ただちに二か村すべての領民に強制的に司祭の説教を聞かせ、自身の受洗は保留したまま、大量の人々を受洗に導く。領主の許可があれば僧侶も教会の世話係となって以前の収取を与えられるのである。この女性領主は領地領民に対して、男性領主と同様の支配権を有していたと考えられる。

有馬晴信には彼が乳母とも母とも慕っていた老女がいて、殿の邸の家事一切を采配していた。その母の八十一歳になる老女は、天正一〇（一五八二）年のことであるが、殿の勧めでそれまで拒んでいた修道士の説教を聴きおわると感動して、すぐに「二人の孫、八十人の家人、親戚、下女、友人たちと共に受洗した」という。娘はすでに熱心なキリシタンで、城内の多くの身分ある婦人たちを誘って教会に来ていたというから、この家人らは娘の家人ではない。母親の老女が領主としてこれだけ多くの家人、下女らを持ち、影響下の孫や親戚、友人らと共に自己の信じる宗教に帰依させる力を持っていたのである。（20）

**女性領主自身の家臣** 前述の有馬晴信の乳母（？）の母でも明らかのように、女性領主は自分の家臣を持っている。

天正一三（一五九〇）年、平戸で十七歳あまりの教名をドナ・メシアという大村純忠の娘が、松浦鎮信の嫡子の久信に嫁いでいた。五年前、大村純忠は平戸の松浦氏との間で起こった戦いを収束するために、

この娘を「異教徒」である平戸の領主の嫡子に嫁がせねばならなかったのである。嫡子は「異教徒」ではあったが、彼女がキリシタンを信仰しつづけることと、「彼女に仕える大勢のキリシタンの腰元や家来を抱えておくことを許すと約束した」という。(21) ここでは妻にたいして、その家来たちがキリシタンであることを認めた点が重要だったが、このように大名の娘が他の大名のもとへ輿入れするときには、大勢の腰元と家来を伴っていったらしい。彼らはどこまでも女主君に忠節をつくしたのであろう。山本勘助が主君の武田信玄の要請で書いたといわれる『山本道鬼入道百目録聞書』には、大名が、輿入れた直後の妻に約束させなければならぬことの一つとして、実家から連れてきた家来と大名家の家来とを差別することなく扱うようにせよ、との箇条があつたが、これを見てもその辺の事情が分かる。

**家臣に対する成敗権** 女性領主もまた、家臣に対し、さまざまな命令を下し、命令を守らなかつた家来の所領や職を奪つたり、ときには殺そうとしたりしている。

前述の、娘を一部勘解由に嫁がせていた、一部大和守南入道の年老いた妻は、「家臣たちは全員、(キリシタン)の教えを聴聞するように、そしてそれに理解を示した者は、受洗するように」と命じたのであつたが、根獅子村の教名をマテオスといった信望ある若者だけは例外とし、この土地の「村長」のディオゴに青年が受洗することを許してはいけないと命じた。マテオスは司祭に願い出て、密かに洗礼を受けた。老女が亡夫の法事のために遠方の有名な寺(おそらく高野山)に仏像

を建てようと思つて、マテオスを遣わそうとしたときに、マテオスはキリシタンの道に反すると考えて、追放される覚悟で命に従わなかつた。老女はマテオスがキリシタンになつていて理由に命令を直行しないのを知つて、激怒した。彼女はディオゴに、「マテオスを直ちに殺せ。彼は自分の命令に反してキリシタンになつたのだから」と伝えた。ディオゴはすべての封禄と役職を失う決意をして、マテオスを殺さなかつたばかりでなく、彼に危急を知らせた。マテオスは父と共に、一部勘解由の兄でキリシタンの籠手田氏の領内に「放逐」された。ディオゴからその報告を聴いた老女は昂奮して、できれば彼を殺してしまいたいと思つた。しかし、彼を殺すとは思いとどまつた。フロイスはその理由を「彼女は婦人であり、ディオゴは彼女の家でもつとも身分の高い家臣であつたので」といつているが、彼を「役職から追放し、それまで彼が有していた封禄すべてを没収するにとどめた」という。彼も妻と共に籠手田の領地へ移つた。(22)

彼女が家臣たちに強制的に説教を聞かせ、受洗を勧めたにもかかわらず、一人の若者だけに受洗を禁止したことにそもそも無理があつた。ここには、無理であろうと関係なく、いつたん命じたことに違反した家臣にたいしては、役職追放、封禄召し上げ、さらに死刑の極刑を課する女性領主の姿が見られる。ディオゴをその場で切り捨てるようなことはしていないものの、マテオスにたいしては家臣のディオゴを使つて殺害を命じたのである。フロイスが「彼女は婦人であり」といつているのは、女性であつたから、当時の役割分担意識に従い、このよ

うなときによつて男性領主が行うような直接的な武力行使をしなかつた、との意味かと考えられる。その点を除けば、この場合の女性領主は男性領主と同じく、命令を実行しない家臣に対して、有無を言わせぬ成敗権を行使したのである。(以下、別稿。)

註

- (1) 『総合女性史研究』十二号、一九九五年三月
- (2) 『総合女性史研究』十六号、一九九九年三月
- (3) ヴァリアーノ『日本巡察記』二頁および三頁
- (4) 『同』 六頁および一六頁
- (5) 前掲拙稿「中世における高齢女性の地位と役割」『フロイス日本史』に見る」参照
- (6) 『新編千代田区史』中世の部、久保健一郎氏執筆部分
- (7) 『日本巡察記』 一九〇、一九二頁
- (8) 高木侃『三くだり半』(平凡社 一九八七年)で、高木氏は江戸時代の離縁状の「我等勝手に付き」は妻の再婚を妨げないための文言であつて、夫の専制を示したものではない、との新見解を発表した。
- (9) 『日本巡察記』 二六頁
- (10) 『日本巡察記』 一二四頁
- (11) 『日本史』11巻 西九州編3 七六章、二五八、二五九頁
- (12) 『同』3巻 五畿内編1 二〇章、二六三、二六四頁、ルイス・アルメイダの書簡
- (13) 『同』7巻 豊後編2 三七章、二二八、二二九頁。同書の松田毅一氏の註によれば、国東半島の各郷庄は八幡宮領であつたため、各地にその分霊が勧請された。親堅の養家の武蔵田原氏は代々、樺八幡を崇敬していたという。(河野清実『国東半島史』上・下からの解説)
- (14) 『同』 二二九、二三〇頁
- (15) 『同』11巻 西九州編3 七六章、二六五頁
- (16) 『同』9巻 西九州編1 八章、一四五、一四八頁
- (17) 『同』5巻 五畿内編3 六二章、二二二頁
- (18) 『同』12巻 西九州編4 九〇章、一六頁
- (19) 『同』9巻 西九州編1 一二章、一九九、二〇三頁
- (20) 『同』10巻 西九州編2 四三章、二一九、二二二頁
- (21) 『同』12巻 西九州編4 九四章、五六頁
- (22) 『同』9巻 西九州編1 一八章、二八九、二九二頁

(にしむら・ひろこ) 日本中世史、女性史